

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年9月2日～2021年9月8日)

令和3年(2021年)9月10日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 憲法法廷がポーランド憲法のEU法に対する優位性に関する審査を延期 ヴィテク下院議長罷免動議を巡る動き 最新の世論調査の結果 最高裁判所民事部長官及び労働・社会保険部長官の任命 アフガニスタンからの難民受け入れ 「ポーランド2050」第1回党大会の実施 内閣改造を巡る動き ベラルーシ国境沿い地域における緊急事態発令を巡る動き ドウダ大統領による放送法の改正案に対する拒否権行使の可能性 欧州委による国家復興計画の承認に関する発言 ラウ外相のEU非公式外相会合ギムニツヒ出席 ポーランドによる台湾へのワクチン供与 モラヴィエツキ首相とモリソン豪首相の電話会談 「LGBTフリーゾーン」宣言自治体へのEU基金の支出手続停止 ラウ外相のリトアニア訪問 ラウ外相の第30回経済フォーラム出席 欧州委員会による欧州司法裁判所判決違反に対する制裁発動の要請 新型防空システムの調達 ベトナムに対する医療物資の援助の発表 ラウ外相とクレシ・パキスタン外相との電話会談								お問い合わせ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。 お願い 3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。
治安等 ネットショッピング詐欺に関して警察が注意喚起 公安庁が2020年におけるサイバーセキュリティに関する報告書を発表 ベラルーシからの不法移民に関連する動向								
経済 Polish Dealによる地方政府への影響 モラヴィエツキ首相のタリン・デジタル・サミット出席 閣僚評議会、「Polish Deal」の下での税制改革パッケージ法案を可決 ポーランドと西欧諸国との開発格差の縮小に関する報告 PKP貨物のインターナショナル・マルチモーダル・ハブ ポーランド、ガス調達見通し ガス不足によるエネルギー価格高騰 小型モジュール炉と洋上風力に関する動向								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 特例郵便等投票について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								

在ポーランド日本国大使館

ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <http://www.pl.emb-japan.go.jp>

政 治

内 政

憲法法廷がポーランド憲法のEU法に対する優位性に関する審査を延期【8月31日】

8月31日、憲法法廷は、ポーランド憲法のEU法に対する優位性に関する審査を9月22日まで延期すると明らかにした。人権擁護官事務所によってスタニスワフ・ピョートルヴィチ判事の判事団からの除外が求められた直後、審査の延期が発表された（マルチン・ヴィオンツェク人権擁護官は、憲法法廷における裁判官の選出方法に疑問を呈していた）。プシウェンブスカ憲法法廷長官は、手続上、裁判官の除外を求める申立ては適用され得べき規則に従って提出されており、形式的な欠陥もなく審査の対象となるため、このような状態においては、残念ながら、憲法法廷はこの申立てを検討しなければならず、したがって休廷を命じなければならないと述べた。

ヴィテク下院議長罷免動議を巡る動き【2日】

2日、ガゼタ・ヴィボルチャ紙は、野党陣営の情報筋によれば、9月15～17日に実施される下院本会議で野党陣営がヴィテク下院議長の罷免動議を提出することはないだろうと報じた。下院議長の罷免に必要な票数が確保できていない他、野党陣営は依然として下院議長統一候補を擁立出来ていないためだとされている。8月11日に下院でヴィテク下院議長の判断によってラジオ及びテレビ放送に関する法律の改正案の再投票が実施されて以来、野党陣営による下院議長統一候補擁立を巡る議論が続いている。

最新の世論調査の結果【2日】

2日に発表された世論調査機関United Surveysが実施した調査によると、与党「法と正義」(PiS)を擁する与党「統一右派」が37.1%の支持率(7月比+4.1%)で首位を維持した。第2位は野党「市民連立」(KO)で支持率25%(同+6.4%)、第3位は「左派」で支持率9%(同+1.2%)であった。「ポーランド2050」は支持率8.4%(同-8.2%)で前回調査の第3位から第4位へ順位を下げた。第5位は「同盟」で支持率8.1%(同+1.1%)であった。第6位となった「農民党」(PSL)は支持率4.5%(同-1.5%)で、議会選挙における5%の足切りラインを下回る結果となった。

最高裁判所民事部長官及び労働・社会保険部長官の任命【2日、7日】

2日、ドゥダ大統領は、マウゴジャタ・マノフスカ最

高裁第一長官を民事部長官代行に、ピョートル・プルシノフスキ・ヴァルミア＝マズーリ大学教授を労働・社会保険部長官に、それぞれ任命した。

7日、マノフスカ最高裁第一長官兼民事部長官代行は、民事部長官候補者3名を選出するために民事部の裁判官27名を招集したが、そのうち「法と正義」(PiS)が政権を奪還した2015年以前に選出された裁判官17名が、欠陥のある手続きに基づいて民事部長官を選出することは最高裁を取り巻く法的混乱を深めるだけであるとして退室したため、裁判官の出席数が民事部長官候補者選出に必要な3分の2に達せず、候補者を選出することはできなかった。本年6月、民事部の裁判官は、欧州司法裁判所(ECJ)が新しく任命された民事部裁判官の独立性と地位に関する問題に回答するまで、民事部長官の候補者の選出を延期することを決定していた。

本年初めに実施された最高裁に関する法律の改正によって、長官候補者の選出に必要な裁判官の出席数は徐々に減り、最終的には3分の1の裁判官によって候補者を選出することが可能となる。次の候補者選出会議は9月16日に実施される見込みである。

アフガニスタンからの難民受け入れ【9月3日】

9月3日、ドヴォルチク首相府長官は、NATOの協力者であった500名のアフガニスタンからの難民を受け入れると発表し、284名の難民が同日にポズナンへ到着する予定であると明らかにしたほか、そのうち50名がポーランドに残り、その他は3か月以内に他国の目的地へ向けて出国すると付言した。同日、114人の難民が独ラムスタイン米軍基地からポズナンへ到着した。

「ポーランド2050」第1回党大会の実施【9月4日】

9月4日、「ポーランド2050」第1回党大会がワルシャワで開催された。ホウオヴニャ「ポーランド2050」代表は、党のプログラムとして、憲法法廷の廃止、教会基金の廃止、国営企業における縁故主義との戦い、投票年齢の16歳への引き下げ等を挙げた。また、「ジャスミン」という市民が国民投票という形で政治における意思決定に参加することを可能にするるとともに、近辺で実施されている政治イベントについて通知するアプリケーションを紹介した。

内閣改造を巡る動き【9月4日、6日】

9月4日、モラヴィエツキ首相は、内閣改造の可能

性と時期を問われ、内閣改造は予定されておらず、同首相自身が辞任することもないと答えた。他方、国内主要紙は、カミル・ボルトニチュク下院議員（「共和党」）がスポーツ大臣に就任し、マルチン・オチェパ下院議員（元「合意」）が開発・技術大臣のポストを得る可能性や、副大臣の入れ替え等があり得ると報じている。

6日、ミュレル政府報道官は、内閣改造があるとするれば、9月から10月にかけて行われるだろうと述べた。

ベラルーシ国境沿い地域における緊急事態発令を巡る動き【9月4日、6日、8日】

9月4日、モラヴィエツキ首相は、ベラルーシ国境沿い地域における緊急事態の発令は必要に応じて延長され得ると発言した。

6日、下院は緊急事態発令に関する大統領令について審議・投票を行い、賛成247票、反対168票、

棄権20票で承認された。

8日、閣僚評議会は、緊急事態発令地域に所在する企業の損失の65%を補償する法案を閣議決定した。

ドゥダ大統領による放送法の改正案に対する拒否権行使の可能性【6日】

6日、パヴェウ・シュロト大統領室長は、当地ラジオ局Radio Zetのインタビューに対し、ドゥダ大統領はラジオ及びテレビ放送に関する法律（放送法）の改正案について安心できず、経済的自由や表現の自由、外国のパートナーとの関係について懸念していると述べた。また、同大統領室長は、ドゥダ大統領は、現在の形での同改正案に対しては拒否権を行使する用意があると明らかにしているとした上で、同大統領に代わり政府や政治家、草案作成者にその旨伝えていると付言した。

外交・安全保障

欧州委による国家復興計画の承認に関する発言【2日、8日】

2日、ジェンティローニ欧州委員（経済担当）は、ポーランド政府が提出した欧州復興基金支出の基礎となる国家復興計画の欧州委による承認に時間を要している理由の一つとして、ポーランドにおける国内法に対するEU法の優位性の問題があると述べた。昨年12月に欧州理事会が合意に達した欧州復興基金の支出には、各加盟国の提出した執行計画の欧州委による承認とEU理事会による決議が必要となっている。これまで加盟国27か国中18か国が既に欧州委員会の承認を得ているが、ポーランドについては5月に復興計画を提出したにも関わらず未だに承認を得られておらず、この承認の遅れの背景には法の支配問題に関する欧州委との対立があると取り沙汰されていた。

これに対して、8日、モラヴィエツキ首相は、復興計画の承認に向けて欧州委と協議を続け、最終的には合意に達することができるとして、慎重かつ楽観的に見ていると述べた。

モラヴィエツキ首相は、憲法法院に対して司法に関連する問題においてEU法がポーランド憲法に優位するかどうかについて審査要請をしていた。8月31日、憲法法院は、延期されていた本件審議を再開したが、人権擁護官事務所による1名の憲法法院判事の除斥の申立てがなされたため、9月22日に再延期となった。

ラウ外相のEU非公式外相会合ギムニツヒ出席【2日、3日】

2日及び3日、ラウ外相は、スロベニアで開催されたEU外相非公式会合ギムニツヒに出席した。アフガ

ニスタンの現状に関する議論において、同外相は、ポーランドによる退避活動について、1, 232人を国外に退避させ、カブールにあるEU代表部とECHO事務所（欧州市民保護・人道支援活動総局）の元職員とその家族45人に対して人道ビザを提供したと説明した。EUと中国の関係に関する議論において、同外相は、トランスアトランティックな対話と、アジア・オセアニア地域のパートナー、特にインド、日本、韓国、豪州、ニュージーランドとの対話の両方を強化することが重要であると強調し、また、EUと中国の貿易関係においては、中国が互惠主義と市場アクセスに関する機会均等を尊重することが必要であると述べた。ベラルーシとの国境における移民問題について、同外相は、現在の危機はルカシェンコ政権が人為的に作り出したものであると強調し、欧州委員会の明確な立場と、EU機関と加盟国が政治的・業務的支援で示した連帯について感謝の意を表明した。

ポーランドによる台湾へのワクチン供与【4日】

4日、ポーランド政府は、アストラゼネカ社製ワクチン40万回分を台湾に供与したことを発表した。これにより、ポーランドは、日本、米国に次いで3番目に供与数が多い台湾へのワクチン供与国となった。新型コロナウイルス感染症の第一波の際、台湾はポーランドに100万枚のマスク、5, 000着の防護服、2万着の手術着を提供していた。これに対して、ポーランドは、台湾の学生の帰国を支援し、LOTポーランド航空の特別チャーター機によるワルシャワから台北への直行便を共同で調達したほか、本年5月には台北ポーランド事務所が合計1, 500着の防護服を台北市に提供した。ポーランド外務省は、国内外の政策の基礎である「連帯」の原則に基づき、

世界の疫学的状況、人道的ニーズ、自国の能力と供給に応じて、将来的には、必要としている他の海外パートナーにさらに多くのワクチンを供与する可能性がある」と表明した。

モラヴィエツキ首相とモリソン豪首相の電話会談【4日】

4日、モラヴィエツキ首相は、オーストラリアのモリソン首相と電話会談を行い、新型コロナウイルスのパンデミックに対する協力や二国間関係、国際情勢について議論した。同首相は、ポーランドが8月にオーストラリアに対して100万回分のワクチンを再販したことについて言及した。また、両首相は、国際情勢に関する議論において、劇的に変化するアフガニスタン情勢に対して懸念を表明し、二国間および多国間の緊密な協力が必要であるとの考えで一致した。さらに、両首相は、ポーランドとオーストラリアが2022年に外交関係樹立50周年を迎えることを指摘した。

「LGBTフリーゾーン」宣言自治体へのEU基金の支出手続停止【6日】

6日、ガゼタ・ヴィボルチャ紙は、ポーランドの地方自治体が反LGBT決議を撤回しない場合、数百万ズロチのEU基金を失う可能性がある」と報じた。ポーランドでは、100以上の自治体が反LGBT決議を採択しており、ポーランド国内外から批判や反発を招いている。同紙によれば、欧州委員会は、いわゆる「LGBTフリーゾーン」宣言は無差別原則に反しているとして、同宣言を採択しているポーランドの5つの県とのREACT-EUプログラムからの基金支出についての協議を中断すると発表した。同プログラムには、医療サービスや病院及び中小企業の復興支援が含まれており、5県は総計1億2600万ユーロを受領できないおそれがある。

ラウ外相のリトアニア訪問【6日】

6日、ラウ外相は、リトアニアを訪問し、ランズベルギス外相とともにポーランド・リトアニア国交回復30周年に関する共同宣言に署名した。両外相は、ポーランドとリトアニアが、緊密に協力し合いながら地域やグローバルな課題に共に取り組み、何世紀にもわたる歴史と地域における自由、民主主義、人権に対する責任を共有する戦略的パートナーであることを強調した。また、両外相は、ロシアによる攻撃的態度による脅威に対応するため安全保障と防衛の分野において両国の協力が発展していることに言及したほか、ベラルーシのルカシェンコ政権が不法移民を利用してEUに対して政治的圧力をかけるハイブリット攻撃を行なっているとして非難した。さらに、両外相は、ウクライナの独立及び領土保全に対する支持を表明し、ロシアによる軍事的侵略及び国際法違反に

よるクリミア併合を非難するとともに、ミンスク合意の条項を完全に履行するよう求めた。

ラウ外相の第30回経済フォーラム出席【7日】

7日、ラウ外相は、ポーランド南部カルパチで開催された第30回経済フォーラムに出席し、「国際政治における新たな挑戦：米国－欧州－ロシア－中国」と題するパネルに参加した。同外相は、欧州が直面している最大の課題は欧州統合のプロジェクトを守ることであると強調した。また、同外相は、ハンガリーとポーランドが自由市場の恩恵を享受するべくEUに加盟したことを指摘し、現在、4つの自由、すなわち人、資本、労働者、サービスの移動の自由に基づく自由市場は保護主義的な傾向に直面していると述べた。

7日～9日に開催された同フォーラムには、スロベニアのヤンシャ首相、ウクライナのシュミハリ首相、ハンガリーのシーヤールト外相等が出席した他、国内外から約3,000人が出席した。

欧州委員会による欧州司法裁判所判決違反に対する制裁発動の要請【7日】

7日、欧州委員会は、ポーランドが、欧州司法裁判所（ECJ）による最高裁規律部の停止を求めた7月14日の暫定措置命令及び7月15日の判決に従っていないとして、ポーランドに罰金を科すようECJに要請した。ECJは、同判決において、規律部が裁判官の司法的独立を損ない、裁判官を政治的支配から守るために必要な保証を確保していないと判断していた。

欧州委のヨウロヴァー副委員長は、ECJ判決はEU全体で尊重されなければならない、これは加盟国と市民の間に必要な相互信頼を構築し、育むために必要なことであり、我々は解決策を見つけるためにかねてからポーランド当局と協力する用意があると述べた。

同日、ジョブロ法相は、欧州委による制裁発動の要請についてポーランドは経済面での法的ハイブリッド戦争の対象となっていると述べ、独及びルーマニアの憲法裁判所の判決を引用し、欧州委にはEU加盟国の司法制度に干渉する権利はないと強調した。

新型防空システムの調達【7日】

7日、ドゥダ大統領は、キェルツェ（Kielce）で行われている防衛産業展示会において短距離防空システム「ナリュー」調達に関する基本合意に署名した。調達に必要な予算は、約500～700億ズロチにのぼり、約7000人の兵士が運用に携わることになる。

本システムは、防空システム「パトリオット」とも連接することが可能で、試験においてはドローン、ヘリコプター、航空機及び巡航ミサイル等の目標の90%

を撃破した。また、NATO加盟6か国を含む12か国において運用されている。

ベトナムに対する医療物資の援助の発表【8日】

8日、外務省は、ベトナム政府に対し、新型コロナウイルス感染症対策の支援として、呼吸器やシリンジポンプ、輸液ポンプ、心臓モニターなどの医療機器と、手袋や防護マスク等の個人用保護具を提供することを発表した。医療物資は、総計約8トン（約1,400万ズロチ相当）となっており、ポーランド軍によって9月10日にホーチミン市に輸送される予定。ポーランドは、8月20日に50万回分以上の新型コロナワクチンをベトナムに供与していた。

ラウ外相とクレシ・パキスタン外相との電話会談【8日】

8日、ラウ外相は、クレシ・パキスタン外相と電話会談を実施し、アフガニスタン危機を背景とした南アジアの安全保障状況や二国間関係について議論した。ラウ外相は、ポーランドによるアフガニスタン市民の退避に対するパキスタンの支援について謝意を述べた。また、同外相は、過去20年間にアフガニスタンが成し遂げた進歩を維持するために、及びアフガニスタンが地域や世界の不安定化の原因になるのを防ぐために、国際社会の協力が不可欠であると指摘した。さらに、同外相は、二国間関係の状況を評価し、パキスタンが南アジアにおけるポーランドの重要なパートナーであると指摘した。

治 安 等

ネットショッピング詐欺に関して警察が注意喚起【2日】

2日、国家警察本部は、インターネットショッピングに際する注意点をHP上で呼びかけた。同本部は、認証されたオンラインショップで商品を購入するよう促したほか、購入先の店舗が実際に存在しているかをコメント欄や検索エンジンで確認するよう推奨した。また、購入の際には、口座への直接振り込みでは購入者保護プログラムの対象外となるため、可能であれば、PayUサービスを利用するよう指摘した。その上で、疑義が持たれる場合は代金引換にすることも一案であると補足した。このほか、オンラインショッピングでは通常価格より10～20%ほど安くなっているが、多くの犯罪者は、それ以上に安価な価格設定を行っているとして、価格設定が低すぎるオファーには注意するよう呼びかけた。

公安庁が2020年におけるサイバーセキュリティに関する報告書を発表【8日】

公安庁（ABW）は、昨年1年間におけるポーランドのサイバーセキュリティに関する報告書を発表し、近年、サイバーセキュリティ上の脅威が顕著に増加していると指摘した。ABW傘下のサイバー事件即応チーム（CSIRT GOV）が毎年発行している同報告書によると、合計246,000件の潜在的な脅威が報告され、うち23,300件が実際にサイバーセキュリティ

事案として記録されたという。事案は、主にマルウェアで攻撃される国家機関といった公共・重要インフラにおいて発覚したとされる。また、インターネット上の詐欺について、犯罪者だけでなく、海外情報機関も利用していると指摘し、実際に、新型コロナウイルスの感染拡大を示す偽サイトに誘導させられたり、世界保健機関（WHO）の公式声明を装ったメールを受領したという事案が発生したという。

ベラルーシからの不法移民に関連する動向【8、9日】

8日、国境警備隊は、9月中旬にベラルーシ側から不法入国を試みた外国人は既に約1,300名にのぼると明らかにした。同日、当地の情報機関を統轄する特務機関調整担当大臣付のジャリン報道官は、当地報道機関とのインタビューにおいて、ベラルーシ側が同国と国境を接するポーランド、リトアニア、ラトビアの国境沿いを不安定にするため、ロシアの協力を得て人工的な移住ルートを創設したなどと言及した。また、当該3か国が国際法に違反し、移民に対して人道的な取り組みを行っているとは非難する情報活動が見受けられると指摘した。

9日、報道によると、同日時点で20名を越える移民がポーランドとベラルーシとの国境付近に留めおかれているという。また、当該移民の数は変動しているとのことである。

経 済

経済政策

Polish Dealによる地方政府への影響【7日】

財務省によると、新たな社会経済プログラム「Polish Deal」の実施により、地方政府は2022年～2031年の間に総額1,450億ズロチの歳入減が見込まれる。他方で、政府は、この影響は国からの助成金によってオフセットされると説明している。本件

について、格付け機関フィッチは、「Polish Deal」により、国から地方政府への個人所得税の配分が減少すること等により、地方政府は歳出削減や地方税の引き上げ等を余儀なくされる可能性があり、これは地方政府の信用力に負の影響を与え、信用格付けにも関わりかねないと警戒している。

モラヴィエツキ首相のタリン・デジタル・サミット出席【7日】

7日、モラヴィエツキ首相は「タリン・デジタル・サミット」に出席した。信頼のおける連結性、三海域イニシアティブ(3SI)、公共デジタル・インフラが同サミットの主要テーマであった。モラヴィエツキ首相は、経済・社会・政治制度を強化する最良の方法は、デジタル・パートナーシップを構築し、メンバー間で信頼に基づく国境を越える協力のためのプラットフォームを形成することであり、このような協力はイノベーションや投資に繋がるとし、ポーランドはそのようなイニシアティブを支持すると述べた。また、特に、ビジネスや行政に信頼の置ける安全かつ省エネ型のクラウド・ソリューションを導入する考えを支持するとした。また、民主主義国のコミュニティとして、データ共有分野において新たなスタンダードを設けることに真摯に取り組む必要があり、ポーランドは同分野における同志国間の規制整備に繋がるあらゆるイニシアティブを支持するとした。さらに、3SIの一環としてデ

ジタル安全保障を推進すると述べると共に、パートナーと共にインフラ開発のためのプラットフォーム構築に努めるとし、3SIはそのための協力機会を提供するものであると付言した。

閣僚評議会、「Polish Deal」の下での税制改革パッケージ法案を可決【8日】

8日、閣僚評議会は、新たな社会経済プログラム「Polish Deal」の優先課題の一つである税制改革パッケージ法案を可決した。個人所得税の非課税対象額の3万ズロチへの拡大や32%の累進課税の適用対象額の12万ズロチへの引き上げ等が含まれている。また、今回大企業に対する新たな課税が案として盛り込まれた。対象となるのは、収益に占める収入の割合が1%以下で、法人税を支払っていない又は低い法人税を支払っている企業で、収益に対して0.4%を課税すること等が想定されている。法案には、この他にもロボット化や自動化に対する減税措置、海外から帰還するポーランド人への3年間の減税措置等が含まれている。

マクロ経済動向・統計

ポーランドと西欧諸国との開発格差の縮小に関する報告【7日】

ワルシャワ経済大学は、カルパチで開催中の経済フォーラムにおいて、ポーランド及び中・東欧諸国の経済が新型コロナウイルス感染症にどのように対処したかに関する報告を発表した。同報告によると、20

20年のポーランドの一人あたりGDPは、EU15か国(EU15)平均の72%(2019年は68%)となり、EU15との開発格差は4%縮小した。なお、中・東欧の10か国のうち、ポーランドよりも良い数字を示したのはリトアニアのみであった。

ポーランド産業動向

PKP貨物のインターナショナル・マルチモーダル・ハブ【6日】

PKP貨物社の社長は、航空、海上及び鉄道で運ばれる製品を組み合わせて輸送するインターモーダル・コンテナ・ハブ構築への参画に関心があると述べた。同社はポーランド交通ハブプロジェクト(STH)で

建設予定の新空港付近に位置するコンテナ・ハブを期待している。また、STHは鉄道網の拡張を必要としている。STHの代表はインターモーダルハブの可能性と、関心ある輸送分野の企業すべてがアクセスできる公共ターミナルの立地について分析していると述べた。

エネルギー・環境

ポーランド、ガス調達見通し【3日～6日】

国営石油ガス会社 PGNiG は、米企業とLNG供給に関する契約を締結した。同契約により、米国からのLNGの供給は20年に渡り、年間200万トン増加する。これを受け、サシニ国有財産大臣は、数年のうちにロシアからのガス供給の割合は90%から60%に減少すると述べ、ポーランドはロシア以外のガス供給量を100%にすることを目指していると宣言した。さらに、同大臣は、ガスは石炭を燃料とする旧来のエネルギーユニットに代わる最も重要な燃料であり、長期にわたって移行燃料であり続けると確信していると付け加えた。PGNiG のCEOは、LNGターミナルの開発は順調に進んでおり、2023年には完成す

る見込みであり、4隻のタンカーをチャーターし、世界中にガスを転売できるようにすると述べた。なお、同社は、2022年に露ガスプロム社との長期契約を終了するが、スポット市場での価格が妥当であれば、ロシアのガスはある程度購入することを否定しないとしている。

ガス不足によるエネルギー価格高騰【8日】

当地アナリストは、露ガスプロム社がEUに対してノルド・ストリーム2(NS2)の完成・稼働を求め圧力をかけ、ロシアからのガス供給が不足しているため、欧州の冬の暖房費が約20%高騰すると予測している。欧州各国のガス貯蔵庫は、例年とは異なり半分しか

備蓄されていない(ウクライナ44%、オーストリア48%、オランダ50%、ドイツとブルガリア60%、スロバキア63%)。なお、ポーランドは93%のガス貯蔵庫を満たしており、高い備蓄率を維持している。他方、露ガスプロム社は、6日、公式な説明もなくポーランド経由のヤマル・パイプラインのガス供給量を約300万m³/時から146万m³/時に削減し、欧州のガス価格を過去最高に押し上げた。

小型モジュール炉と洋上風力に関する動向【7～8日】

カルパチで開催された欧州経済フォーラムにおいて、KGHM(ポーランド国営精銅採掘会社)が発表した改定戦略によると、同社は小型モジュール炉(SMR)に投資する準備ができており、1か月以内にSMR建設のプロセスについて発表する予定である。KGHMは原子力プロジェクトの立ち上げを支援するパートナーを探している。また、同社は洋上風力発

電所を建設するための技術パートナーを選定中であり、バルト海における洋上風力発電所の建設許可に向けて進めたいとしている。

一方、PKN Orlen の社長は、SMR及びマイクロ・モジュール・リアクター(MMR)の開発リーダーになりたいと宣言した。同社はポーランド大手化学企業のシントス・グリーン・エナジー社との合意に署名した最初の企業であり、現在、投資契約について協議している。これに基づき、特別目的会社が設立される見込みである。また、同社は将来のバルト海における洋上風力発電所についても関心を示している。Lotos 社との合併については、Lotos 社の資産の一部を売却するためのパートナーとの交渉は70%予定通り進んでおり、当該パートナーについては11月に発表される予定である。さらに、ポーランド大手化学メーカ Ciech も、同社敷地内でのSMR建設可能性の検討などに関する覚書をシントス・グリーン・エナジー社と締結した。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国内及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場

を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園

で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。現在、ポーランドでの感染状況は比較的落ち着いていますが、引き続きご注意ください。マスク着用義務を履行しない者に対する取締りが行われる可能性もありますので、ご注意ください。

ポーランド入国に際しては、新型コロナワクチンの接種証明の提示や「旅行者位置カード」への提出などが求められるところ、詳細な情報についてはポーランド外務省や国境警備隊をご確認いただくほか、当館HPにおいても仮訳を掲載しております。ただし、日本国政府は、ポーランドに対する感染症危険情報レベル3（渡航中止勧告）を発出しておりますので、ご注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール：cons@wr.mofa.go.jp

電話番号：22-696-5005（受付時間：月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00）

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構（以下「機構」という。）へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者（提出期限が令和2年2月末日以降である者）については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：（81）3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

特例郵便等投票について

今次第204回通常国会において、「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律」が成立し、6月18日に公布（同法律施行令及び同法律施行規則も同日公布）されました。これにより、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしており、かつ、一定の要件に該当する方は、令和3年6月23日以後、その期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」が可能になりました。在外選挙人名簿に登録されている方につきましても、帰国中に新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等を行い、かつ、一定の要件に該当する場合は、「特例郵便等投票」の対象になります（ただし、衆議院議員又は参議院議員の選挙にお

ける投票に限ります)。詳細につきましては、下記リンク先をご参照ください

外務省HP: https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page23_003459.html

総務省HP: https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/tokurei_yuubin.html

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

7月5日(月)から、広報文化センターへの入館を再開しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584- 73 00、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】日本の浮世絵展「北斎 旅の途中で…」【8月13日(金)～12月5日(日)】

クラクフ国立博物館において、日本の浮世絵展「北斎 旅の途中で…」が開催されます。入場は有料です。

開催場所: クラクフ市、Muzeum Narodowe w Krakowie, al. 3 Maja 1

詳細: <https://mnk.pl/wystawy/hokusai-wedrujac>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsml@wr.mofa.go.jp)